

農地中間管理機構だより



発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社) *随時発行*

◆第30号内容

- 1 県内での取組状況について
- 2 農地中間管理事業審査会(1月)について
- 3 平成28年度農地政策推進担当者会議について
- 4 九州・沖縄ブロック連絡会議について



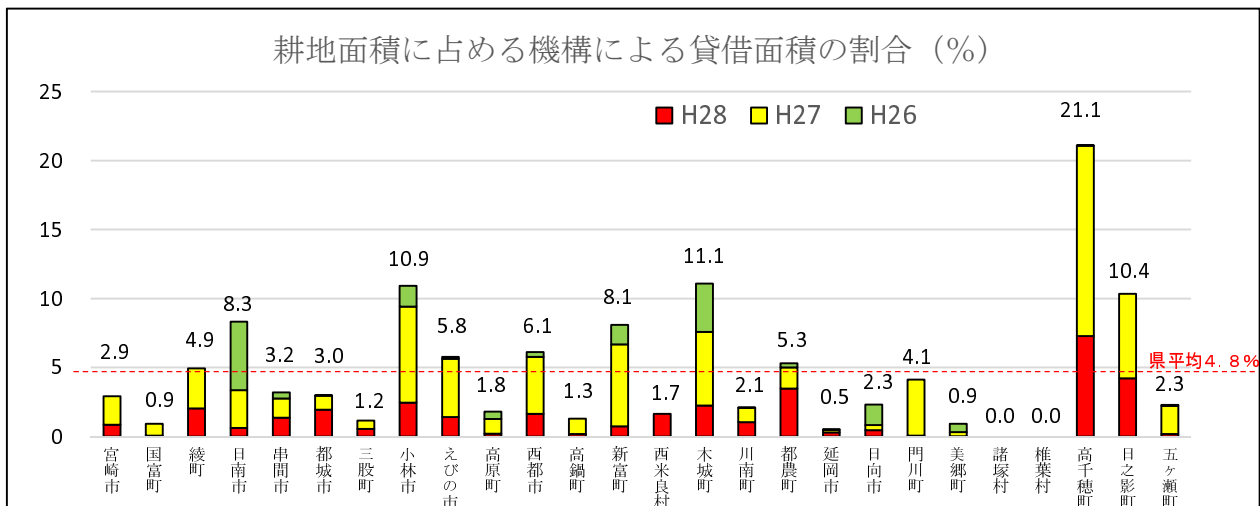
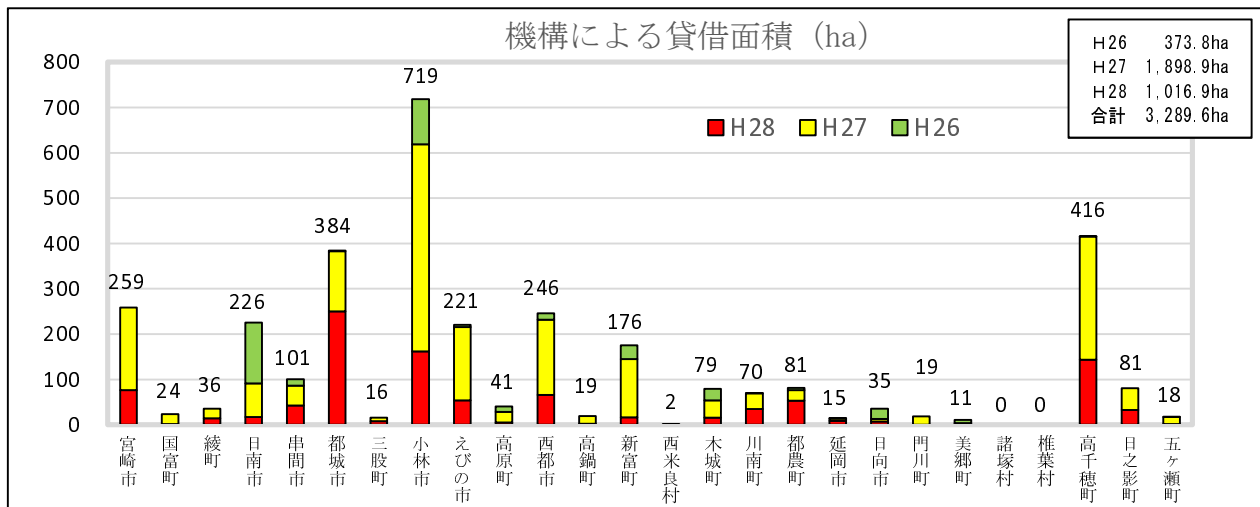
1 県内での取組状況について

農地中間管理事業がスタートして3年が経過しようとしております。今回、これまでの各市町村における農地中間管理機構による貸借の実績を整理しましたのでお知らせします。

県全体の耕地面積に占める農地中間管理機構による貸借面積の割合は、4.8%となっており、目標は下回っていますが、県内の約20分の1の農地で機構が活用されたこととなります。

機構による貸借については、相続未登記の農地や市町村外在住所所有者の農地などで権利設定が困難である他、地域をまとめるリーダーの不在等により事業推進が困難であるなど、解決すべき課題が多く残っています。

当機構においても、地域とともに、課題の要因分析及び課題解決を図りながら、地域に応じた事業推進を図っていきたいと考えておりますので、地域においては、事業4年目に向けて、地域における課題等の整理をお願いいたします。



※耕地面積の出典「農林水産関係市町村別統計(平成26年度)」

※農地中間管理事業実績の平成28年度は1月審査まで

2 農地中間管理事業審査会（1月）について

1月20日に、機構において農地中間管理事業審査会を開催しました。
今回の審査会では、重点実施地区19地区での権利設定、並びに個別案件としてリタイアされる農業者や隣接する農地を機構に貸し出される方などの農地を対象として審査を行いました。
また、今回は、19地区の重点実施地区のうち、5地区が新規地区となっております。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

- ◆重点実施地区19地区（うち新規地区5地区）
（宮崎市、日南市、小林市、えびの市、西都市、日向市、美郷町、日之影町）
 - ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 87.4ha
- ◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（66名）
（宮崎市、国富町、都城市、三股町、小林市、えびの市、西都市、高鍋町、川南町、都農町）
 - ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 51.9ha

1月審査面積	139.3ha
平成28年度審査累計面積	929.2ha

3 平成28年度農地政策推進担当者会議について

1月11日に九州農政局において、平成28年度農地政策推進担当者会議が開催されました。
この会議は、九州各県農地中間管理事業担当課及び各県機構が参加し、農林水産省とテレビ会議方式で行われました。会議では、①平成29年度予算については、農地中間管理機構による農地集積・集約化に関する予算として154.7億円（対前年比190%）、このうち機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要な事業費及び事業推進費として24.8億円（対前年比189%）、まとまった農地を貸し付けた地域や、機構に農地を貸し付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対する協力金交付事業として100.4億円（対前年比219%）となっております。機構集積協力金においては、各県の基金から充当し不足分を措置することとなっております。②担い手確保・経営強化支援事業における農地中間管理事業実績の反映については、機構事業の実績に基づく配分基準ポイントを設定し機構活用を推進、③真に必要な基盤整備を行うための土地改良制度の見直しについては、ほ場整備において機構が借り入れた農地で、農業者からの申請によらず農業者の費用負担や同意を求めないで実施できる制度を創設するため、法律改正を含め協議中、④行政事業レビュー指摘事項については、農地中間管理事業は、借受希望者を見つけてこないと借り受けないという運用は行わないように、また、機構は集約化を進めるために農地の中間管理を積極的に行うよう指摘、などの説明があり、引き続き九州農政局主催の担当者会議及び情報交換が行われました。

4 九州・沖縄ブロック連絡会議について

1月30日～31日に那覇市において、農地中間管理機構九州・沖縄ブロック会議が開催されました。

この会議は、農地中間管理事業を取り巻く課題・問題点等を共有するため開催されるもので、九州各県の農地中間管理機構の実務担当職員が集まり、全体会議の後、機構事業担当と総務担当に分かれて分科会が行われました。まず、全体会議では、各県から①農地整備事業との連携、②耕作放棄地の再生利用、③遊休農地対策の強化などテーマに沿った事例紹介に続き意見交換が行われました。

その後、分科会が行われ、機構事業担当の分科会では、事務処理の効率化や賃料徴収の対応、機構保有農地の管理方法など、また、総務担当の分科会では、賃借料未収時の対応や納納の取扱など多くの課題について、意見交換が行われました。

各県機構が直面する課題やその対応状況、創意工夫しながら取り組んでいる事例などの紹介があり、今後も引き続き、各県の機構との意見交換を密に行い、より一層の事業実績の向上が図られるよう推進して参ります。

<農地第一課より>

農地中間管理事業スタート時の平成26年度に取り組んだ地区の多くは、耕作者への貸付期間を5年で設定（31年度終期）していることから、30年度のシャッフル（担い手への農地の集積・集約）に向け話し合いを開始する必要があります。しかしながら、どのように話し合いを進めるのか、どのくらいの時間や手間がかかるのか、どのような問題点があるかなど不明な点も多いため、平成29年度は、担い手への集約化を目指したシャッフルのシミュレーションや検討会を通じて課題や問題点を抽出するなど、シャッフルがスムーズに行える体制づくり及び地域に対してシャッフルに向けた意識付けを行っていく必要がありますので、市町村等におかれては、引き続き当機構との連携をお願いします。

農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話 0985-78-0210

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp